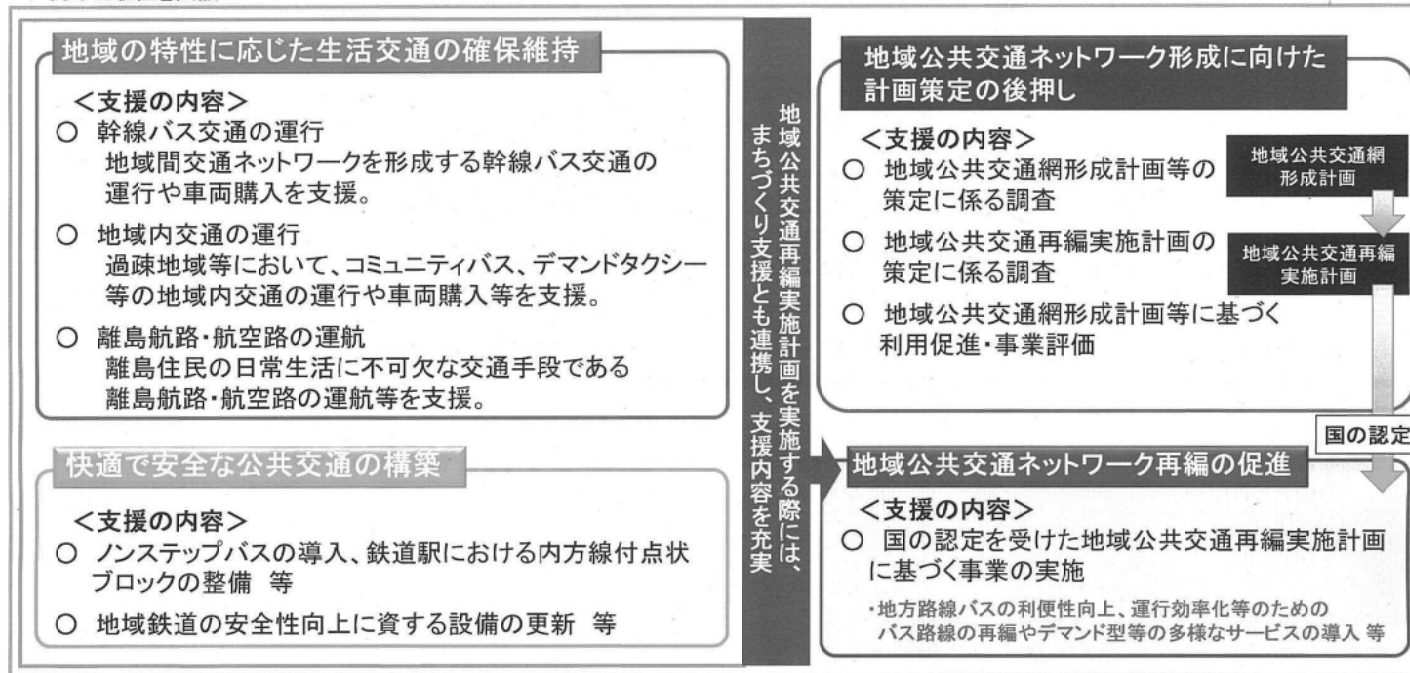


地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援



【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(※)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

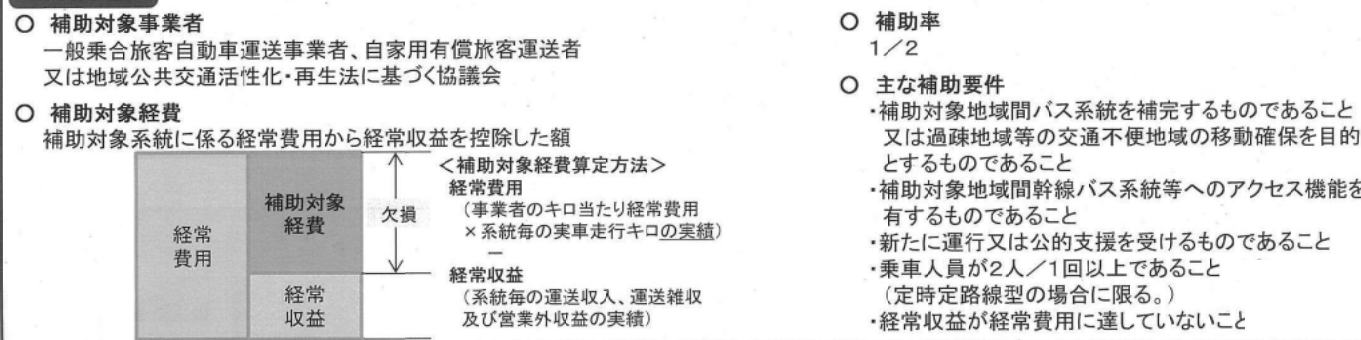
※福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バスに係る特例措置を拡充。

-1-

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

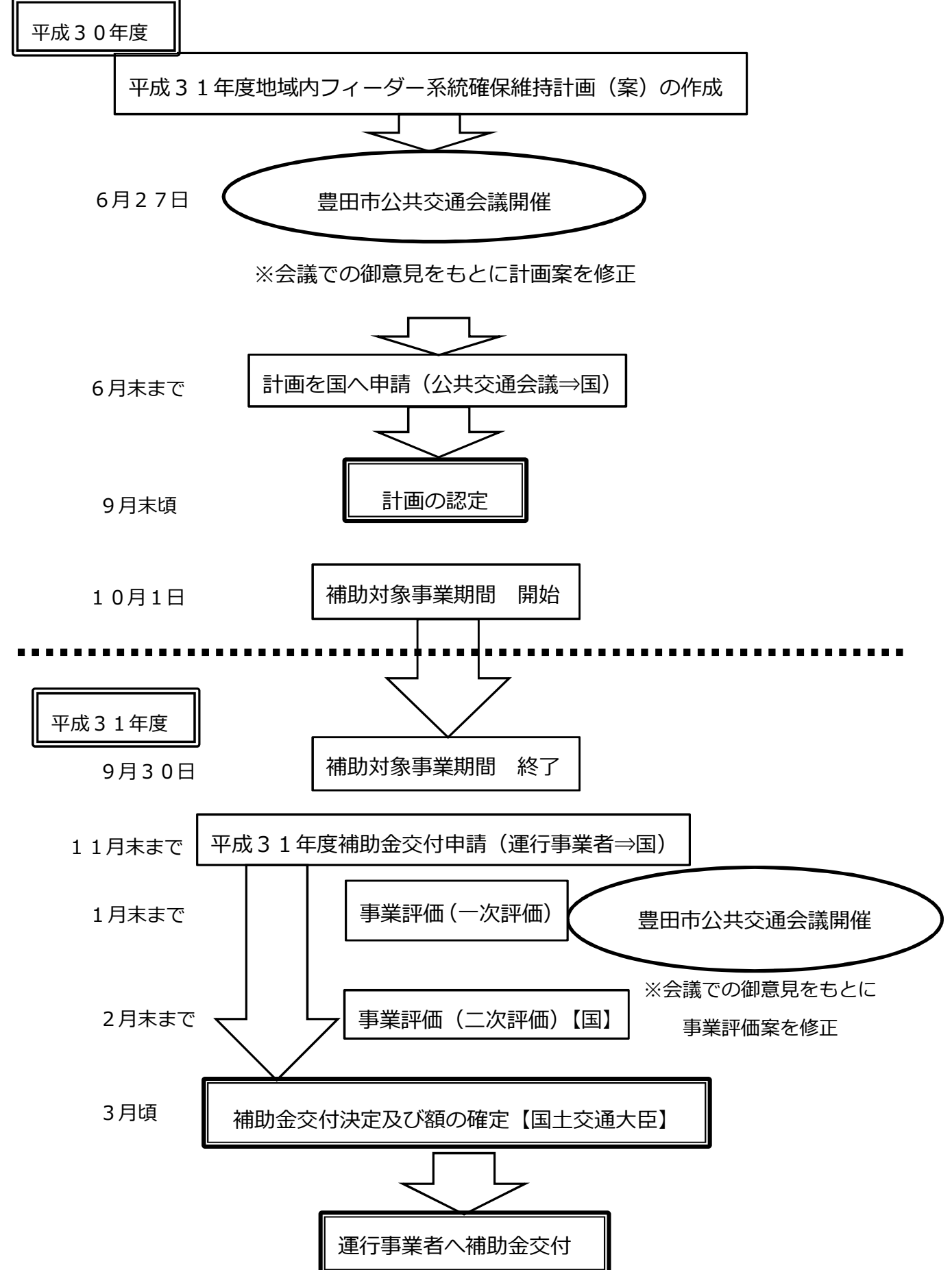
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容



-3-

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付までの流れ（平成31年度計画）



(策定年月日) 平成30年6月27日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
豊田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
◆ 目 的 豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車大きな役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。 豊田市の稲武地域バスは、過疎地である稲武地区住民の地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区へ公共交通を使って移動できるようにするものである。また、近隣地区への移動を可能にすることによって、「都市と農山村の共生」「交流人口拡大による地域の活性化」を図ることを目的とする。 藤岡地域バスは、学生、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保し、地域内の教育機関、医療機関等への移動を容易にするものである。また、基幹バス路線に乗り継ぐことで中心市街地や鉄道駅等への移動を可能にするものであり、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。 ◆ 必 要 性 稲武地域バスは、地域で利用促進委員会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。 この路線は、主に通院、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、過疎地域の住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。 また、主要道路の国道153号と国道257号が区域内を交差しており、基幹バスが国道153号の稲武町から足助病院まで運行しているが、基幹バスのみでは地域全体を網羅できていない。 そのため、地域バスが区域内全体をデマンド運行することで基幹バスへの乗り継ぎを容易にし、住民の生活交通として、家族への送迎の依存解消・外出促進に必要である。 藤岡地域バスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。 この路線は、主に通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。 また、藤岡地内における基幹バスは主要国道及び幹線道路沿いを運行しているため、全ての地域を網羅することは困難である。そこで、藤岡地域バスを基幹バスのフィーダー系統として運行することで地域全体の生活交通を確保し、高齢者、学生などの移動制約者をはじめ、誰もが容易に外出できる機会を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【稲武地域バス】

一ヵ年目（平成31年度）：
稲武地区の人口が減少していく中で、バスをより身近に感じ、利用しやすいバスを目指して、地域バス活用マップを作成し、各戸配布により、バス利用者数の維持を図る。
利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。

二ヵ年目（平成32年度）：
利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。

三ヵ年目（平成33年度）：
利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。

	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)
平成31年度	H30.10～H31.9	6.0	8,500	100
平成32年度	H31.10～H32.9	6.0	8,500	100
平成33年度	H32.10～H33.9	6.0	8,500	100

※地域における人口（過去3年）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口推移（人）	2,461	2,393	2,312

【藤岡地域バス】

一ヵ年目（平成31年度）：
利用者の多くを通学利用が占めているが、今後沿線地区の子どもの人口減少が見込まれる。子どもの人口減少による利用者数減少の影響を小さくし、利用者数の維持を達成するため、高齢者クラブでの利用啓発により利用促進を行い、「地域で利用する」ことによってバスの維持を図る。

二ヵ年目（平成32年度）：
利用状況を分析し、移動需要に即した運行形態となるよう路線等を検討。

三ヵ年目（平成33年度）：
利用状況を分析し、移動需要に即した運行形態となるよう路線等を検討。

	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)
平成31年度	H29.10～H30.9	6.0	35,000	75
平成32年度	H30.10～H31.9	6.0	35,000	75
平成33年度	H31.10～H32.9	6.0	35,000	75

※地域における人口（過去3年）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口推移（人）	19,637	19,499	19,419

(2) 事業の効果																																																																											
【稲武地域バス】 地域内デマンド運行を維持することにより、下記地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。地域内デマンド運行によって、時間の制約を受けずに移動することが可能となった。また、幹線・フィーダー線のネットワークが連携することによって、効率的な運行体系を実現することができる。さらには外出機会の増加・地域活性化にもつながる。 ・効果が見込める地域 <table> <tr> <th>効果が見込める地域</th><th>対象人口 (人)</th><th>効果が見込める地域</th><th>対象人口 (人)</th></tr> <tr> <td>田津原町</td><td>69</td><td>大野瀬町</td><td>162</td></tr> <tr> <td>小田木町</td><td>247</td><td>押山町</td><td>100</td></tr> <tr> <td>富永町</td><td>26</td><td>川手町</td><td>99</td></tr> <tr> <td>御所貝津町</td><td>233</td><td>野入町</td><td>134</td></tr> <tr> <td>稲武町</td><td>276</td><td>中当町</td><td>61</td></tr> <tr> <td>黒田町</td><td>277</td><td>夏焼町</td><td>155</td></tr> <tr> <td>桑原町</td><td>284</td><td>武節町</td><td>258</td></tr> </table> 【藤岡地域バス】 時間帯ごとのニーズを反映した運行を確保・維持することにより、幅広い利用者層に対応した移動手段を確保することができる。また、基幹バスと接続し地域外への移動手段を確保し公共交通ネットワークとしての利便性を高めることにより、地域の誰もが日常生活に必要な移動手段を持つことができる。 ・効果が見込める地域（平成30年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口） <table> <tr> <th>効果が見込める地域</th><th>対象人口 (人)</th><th>効果が見込める地域</th><th>対象人口 (人)</th></tr> <tr> <td>大岩町</td><td>31</td><td>北曾木町</td><td>337</td></tr> <tr> <td>三箇町</td><td>299</td><td>折平町</td><td>717</td></tr> <tr> <td>西市野々町</td><td>147</td><td>上渡合町</td><td>892</td></tr> <tr> <td>白川町</td><td>372</td><td>北一色町</td><td>791</td></tr> <tr> <td>石畳町</td><td>1,127</td><td>石飛町</td><td>397</td></tr> <tr> <td>藤岡飯野町</td><td>1,680</td><td>田茂平町</td><td>112</td></tr> <tr> <td>御作町</td><td>749</td><td>上川口町</td><td>113</td></tr> <tr> <td>下川口町</td><td>105</td><td>木瀬町の一部</td><td>185</td></tr> <tr> <td>深見町の一部</td><td>75</td><td>西中山町の一部</td><td>6,514</td></tr> </table>				効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)	田津原町	69	大野瀬町	162	小田木町	247	押山町	100	富永町	26	川手町	99	御所貝津町	233	野入町	134	稲武町	276	中当町	61	黒田町	277	夏焼町	155	桑原町	284	武節町	258	効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)	大岩町	31	北曾木町	337	三箇町	299	折平町	717	西市野々町	147	上渡合町	892	白川町	372	北一色町	791	石畳町	1,127	石飛町	397	藤岡飯野町	1,680	田茂平町	112	御作町	749	上川口町	113	下川口町	105	木瀬町の一部	185	深見町の一部	75	西中山町の一部	6,514
効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)																																																																								
田津原町	69	大野瀬町	162																																																																								
小田木町	247	押山町	100																																																																								
富永町	26	川手町	99																																																																								
御所貝津町	233	野入町	134																																																																								
稲武町	276	中当町	61																																																																								
黒田町	277	夏焼町	155																																																																								
桑原町	284	武節町	258																																																																								
効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)																																																																								
大岩町	31	北曾木町	337																																																																								
三箇町	299	折平町	717																																																																								
西市野々町	147	上渡合町	892																																																																								
白川町	372	北一色町	791																																																																								
石畳町	1,127	石飛町	397																																																																								
藤岡飯野町	1,680	田茂平町	112																																																																								
御作町	749	上川口町	113																																																																								
下川口町	105	木瀬町の一部	185																																																																								
深見町の一部	75	西中山町の一部	6,514																																																																								

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
【稲武地域バス】 バス乗車促進PRの実施 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会 ・イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施する。 ・稲武地区、地区外の方が利用しやすい地域バス活用マップを作成配布する。 ・各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施する。 期間限定デマンドバス夜間運行の実施検証 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会 ・期間限定夜間運行バスの必要性検討。 【藤岡地域バス】 イベントにおけるバス利用促進の実施 実施主体：藤岡地域バス運営協議会 ・イベント時にバスを利用した団体に対し、バスの回数券を補助。 ・交流館が主催する地域イベントでのブース出展によるPR。 ・石畳ふれあい広場等、地域内の集客施設が開催するイベントでの出張PR。 高齢者クラブに対するバス利用促進の実施 実施主体：市 ・バスの利用方法や利用者の体験談等を掲載した利用ガイドブック（平成27年度作成）を活用し、イベント時にバスを利用するよう高齢者クラブへ提案。	

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者							
別添「表1」参照 【稲武地域バス】 ◆ 運行事業者 事業者名：豊栄交通株式会社 所 在：豊田市深田町1丁目126番地1 連 絡 先：0565-74-1110 ◆ 運行系統の概要							
系統名	運行系統			運行日数	運行回数	1回あたりのサービス提供時間	計画サービスの提供時間
	発地	区域	着地				
稲武地域バス	大野瀬	稲武地域	小田木	238日	238回	8時間	1,904時間
※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休							
◆ 運行事業者の選定理由 平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定 平成32年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定 【藤岡地域バス】 ◆ 運行事業者 事業者名：豊栄交通株式会社 所 在：豊田市深田町1丁目126番地1 連 絡先：0565-74-1110 運行系統の概要（平成30年4月現在）※1月1日は運休。							
系統名	運行系統			運行日数	運行回数	キロ程	計画実車走行キロ(km)
	発地	区域	着地				
三箇線①	大平	上渡合北	藤岡南中学校前	364日	484.5回	往 24.6km 復 24.6km	23,643.6
三箇線②	大平	上渡合北	メグリア藤岡店	364日	1,092回	往 26.2km 復 26.2km	56,784.0
西市野々線①	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	藤岡南中学校前	241日	241回	往 22.7km 復 ー km	10,845.0
西市野々線②	メグリア藤岡店	北一色	西市野々生活改善センター	364日	607.5回	往 ー km 復 23.7km	28,552.5
西市野々線③	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	メグリア藤岡店	364日	607.5回	往 24.3km 復 ー km	29,281.5
西市野々線④	藤岡南中学校前	北一色	西市野々生活改善センター	241日	120.5回	往 ー km 復 22.1km	5,277.1
西市野々線⑤	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	加茂丘高校前	241日	120.5回	往 13.9km 復 ー km	3,301.9
◆ 運行事業者の選定理由 平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定							

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
市から運行事業者への運行負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
豊栄交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に定める以下の地域（表5） （稲武町、旭町、小原村、足助町、藤岡町、下山村）
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
対象車両：藤岡地域バス 西市野々線 現在上記の路線で使用している車両は、平成21年度に購入した車両で、経年劣化により車両故障が増えてきている状況であることから、新規車両を導入する必要がある

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
ノンステップ車両のため、高齢者や児童の利用が見込めるため利用者数３％増とする。
(2) 事業の効果
新型の車両を導入することにより、燃費の改善や車両故障減少による安全性の向上を図り、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表８」を添付。 車両の取得を行う事業者及び要する費用の負担者は、豊田市。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 (1) 公有民営方式によるバス事業者等の負担軽減 ・バス事業者が購入するとした場合の取得費用概算・・・約２２，９５９千円 (内訳) 車両本体価格： ２１，１２４千円 - 登録諸費用： １，８３５千円（取得税、消費税、事務手数料等） ※豊田市よりバス事業者に無償貸与されることから、車両導入コストが全額軽減 (2) 代替によるバス事業者等の費用削減 ・バス事業者が車両の点検整備を行っているが、現車両は購入から９年以上を迎えるため今後消耗品等の交換及び修繕等が頻発することが予想され、代替車両とすることでその経費が軽減される。 ② 代替車両を活用した利用促進策 西市野々線は通学での利用が多く、時間帯によって利用が集中している。路線は藤岡地区中心部と中山間部を結ぶ路線であり、坂道やカーブが多く車両への負担が大きい。また、現在の車両がワンステップであるため新規車両をノンステップにすることでユニバーサルデザインにも適合させることができる。車両を代替することで車両故障の減少や安全かつ快適な利用が可能となることを市広報やホームページ、学校等を通じＰＲしていく。

17. 協議会の開催状況と主な議論
豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項 【稲武地域バス】 平成２０年６月１８日（第１回） 稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議 平成２２年１２月１４日（第２回） 稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議 平成２３年６月２８日（第３回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２４年６月２２日（第４回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２４年１２月２７日（第５回） 地域バス路線の改編について協議 平成２５年６月２５日（第６回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２６年６月２６日（第７回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２７年６月２６日（第８回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２８年２月１０日（第９回） 地域バス路線の時刻表改正について協議 平成２８年６月２１日（第１０回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２９年２月 ９日（第１１回） 地域バス路線改編について協議 平成２９年６月２２日（第１２回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２９年１２月２５日（第１３回） 地域バスの路線改編について協議 平成３０年２月 ９日（第１４回） 地域バス（区域運行）の路線改編について協議

【藤岡地域バス】 平成１９年１１月２９日（第１回） 藤岡地域バスの運行について協議 平成２１年　６月２３日（第２回） 路線及び運行本数の変更について協議 平成２１年１２月１４日（第３回） 路線延長、路線変更及びダイヤ改正について協議 平成２２年１２月１４日（第４回） 路線の延伸、バス停の増設及び運行車両の変更について協議 平成２３年　６月２８日（第５回） バス停の移設及び運行ルートの変更について協議 平成２３年１２月２０日（第６回） 地域バス路線の新設について協議 平成２４年１月２７日（第７回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２４年２月１７日（第８回） 地域バス路線の改編について協議 平成２４年６月２２日（第９回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２４年１２月２７日（第１０回） 地域バス路線の改編について協議 平成２５年６月２５日（第１１回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２６年２月１３日（第１２回） 地域公共交通確保維持事業の変更について内容協議、計画全体について合意 平成２６年６月２６日（第１３回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２７年２月５日（第１４回） 地域バス路線の時刻表改正について協議 平成２７年６月２６日（第１５回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２８年６月２１日（第１６回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成２８年１２月１６日（第１７回） 地域バス路線のルート及び時刻表改正について協議 平成２９年６月２２日（第１８回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成３０年６月２７日（第１９回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

18. 利用者等の意見の反映状況	
【稲武地域バス】 ・平成２９年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を１１回（委員会３回、役員会４回、小・中学校バス時刻改正打合せ４回）開催し、地域利用者の意見・要望等を聞き、稲武地域バス路線の改編検討及び期間限定デマンドバス夜間運行について実施案を作成した。 ・バスの利用促進ＰＲとして、稲武地区のウォーキング「歩かまい稲武」で特設ブースを設け地域バスの利用案内、道の駅どんぐりの里情報コーナーで「稲武へバスで行こう」の地域バス利用例などを紹介した。また、稲武子ども園児親子対象交通安全教室を開催し、地域バスへの親しみの向上・乗車時の安全の確保など体験から利用促進増につなげる活動を実施した。 【藤岡地域バス】 ・平成２８年度は藤岡地域バス運営協議会を１４回（協議会６回、役員会３回、ルート時刻表部会２回、ＰＲ部会３回）開催。通学利用や地域外運行に関する地域からの要望について、協議を行った。 ・バスのＰＲとして、地域内のこども園での藤岡地域バスを題材とした絵本（平成２７年度に地域内の高等学校と連携し作成）の読み聞かせ、高齢者クラブでの利用ガイドブック（平成２７年度作成）の事例紹介、ふれあいフェスタでのブース出展を行った。 ・平成３０年度にバス運行１０周年を記念して、地域の足湯施設（豊田市石畳ふれあい広場）とともに記念行事を協議会主催で行った。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県交通対策課 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、国土交通省中部地方整備局、愛知県警察豊田警察署、足助警察署　ほか
地方運輸局	愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	豊田工業高等専門学校教授、豊田商工会議所、豊田市区長会、豊田市ＰＴＡ連絡協議会、豊田市老人クラブ連合会　ほか
【本計画に関する担当者・連絡先】 （住　所）　豊田市西町３丁目６０番地 （所　属）　豊田市役所交通政策課 （氏　名）　山口、大冨 （電　話）　０５６５－３４－６６０３ （e-mail）　koutsu@city.toyota.aichi.jp	